



最大で30万円
を支援

事業者向けの地代・家賃補助 (10～12月分)の申請受付をしています

市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、経営に影響が生じている中小企業者を継続的に支援するため、令和4年10～12月を対象とした地代・家賃補助の申請受付をしています。

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)

◆制度内容

■**対象** 市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に主な事業所を有する個人事業主で、市が定める対象業種に該当する事業者

*対象業種の詳細は、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

■**要件** 令和4年10～12月の間のいずれかひと月の事業全体の売り上げが、令和元～3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少した事業者

※創業から2年以内の事業者は、創業から申請月までのいずれかひと月の売り上げを、令和4年10～12月のいずれかの年のひと月の売り上げと比較

■**補助対象期間** 令和4年10～12月の3カ月間

■**補助率** 月額賃料の2分の1以内
■**上限額** 月額10万円(3カ月で最大30万円)
■**補助対象経費** 事業に要する地代・家賃(共益費、管理費含む)

[補助額の算定例] (単位:万円)

区分	10月	11月	12月
令和元年の売上	85	100	90
令和2年の売上	90	80	50
令和3年の売上	80	100	115

10～12月のいずれかひと月の売上が、令和元～3年のいずれかの年の同月と比較して30%以上減少

令和4年の売上	▼60	▼70	▼80
---------	-----	-----	-----

地代・家賃が月額10万円(税抜)の場合
10万円×補助率1/2×3カ月 = 15万円

◆提出書類

▶交付申請書▶前金払請求書▶賃料が確認できる書類(賃貸借契約書の写しなど)▶令和4年10～12月のいずれかひと月の売り上げが確認できる書類▶口座通帳の写し▶令和4年10～12月分の賃料の支払い状況が確認できる書類(通帳など)の写しーのほか、次の書類

○個人事業主の場合

▶令和3年分所得税確定申告書第一表の写しまたは令和4年度市民税・県民税申告書の写し▶白色申告者…売り上げ比較月を含む年の収支内訳書、青色申告者…売り上げ比較月を含む所得税青色申告決算書の写し

の写し▶白色申告者…売り上げ比較月を含む年の収支内訳書、青色申告者…売り上げ比較月を含む所得税青色申告決算書の写し

○法人の場合

▶直近の法人税確定申告書別表第一または直近3カ月以内の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し▶売り上げ比較月を含む法人事業概況説明書の写し

◆提出方法[受付期限は2月17日(金)まで]

○郵送の場合

▷郵送先…本館商工労政課(〒025-8601 花城町9-30)

○持参の場合(完全予約制)

▷受付時間…午前9時～午後4時
▷受付場所…本館商工労政課または各総合支所地域振興課

支所地域振興課

▷予約方法…本館商工労政課(☎41-3539)または各総合支所地域振興課(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6514)に電話で予約

2月1日から
第2弾を実施

対象キャッシュレス決済で20%戻ってくる！
いわて県民応援！プレミアムポイント還元キャンペーン



対象期間 2月1日(水)～28日(火)

県では、県内対象店舗でキャッシュレス決済サービス(▶au PAY ▶d払い▶PayPay▶楽天ペーのいずれか)で決済した場合に、決済金額の20%のポイントを後日付与するキャンペーンを実施します。

※対象のキャッシュレス決済サービス1アカウントにつき1決済当たりの付与上限は2,000ポイント、期間中の付与合計上限は5,000ポイント

■**期間** 2月1日(水)～28日(火)

※期間中でも予算額に達した場合はキャンペーン終了となります

■**対象店舗** 県内に店舗を有し、対象のキャッシュレス決済サービスを導入してい



本キャンペーンのステッカーが自印です

る下記分野の事業者

▶飲食店(いわて飲食店安心認証店)▶宿泊業(いわて旅応援プロジェクト参加施設)▶小売店▶生活関連サービス業▶運輸業▶学習・教育関連サービス業▶持ち帰り・配達飲食サービス業

※▶保険適用医療機関▶風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律第2条に該当する施設▶コンビニエンスストア、飲食などの配送代行を行う事業者一は、本キャンペーン対象外となります

対象のキャッシュレス決済サービスごとのポイント付与時期など本キャンペーンの詳細については、本キャンペーン公式ホームページをご覧ください



【問い合わせ】
同キャンペーン事務局(☎019-907-1874)

3月10日から
第8弾を実施

がんばれ花巻！対象店舗で最大20%が戻ってくる
キャンペーンを利用しながら地域のお店を応援！



対象期間 3月10日(金)～31日(金)

市では、市内対象店舗でキャッシュレス決済サービス「PayPay」で決済した場合に、決済金額の最大20%のPayPayポイントを後日付与するキャンペーンを実施します。

※PayPay1アカウントにつき1決済当たりの付与上限は4,000ポイント、期間中の付与合計上限は10,000ポイント。支払方法などの条件はPayPayホームページでご確認ください

■**期間** 3月10日(金)～31日(金)

■**対象店舗** 市内PayPay加盟店のうち、市とPayPayが対象店舗として指定した市内に本社または本店を有する中小法人もしくは市内に事業所を有する個人事業主

※▶コンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーン▶温泉宿泊施設等利用促進事業の対象施設▶保険適用医療機関一などは、本キャンペーン対象外となります

PayPayアプリ操作方法説明会

PayPayアプリのダウンロードや操作方法などを説明する窓口を開設します。参加は無料で申し込みは不要です。

■**期日** 3月8日(水)・13日(月)

■**時間** 午前11時～午後6時

■**場所** イトーヨーカドー花巻店(フードコート前)

第8弾キャンペーンの対象店舗として新たに登録を希望する事業者は、2月9日までにPayPay株式会社の審査を終え、市が対象店舗として認定することで、3月10日から取り扱いが可能となります。希望する場合は、早めの加盟申し込みをお願いします。

■**問い合わせ** PayPay株式会社新規加盟店希望窓口[月～金曜日(祝日を除く)、午前10時～午後7時(☎0120-936-220)]

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3534)